



熊本県公報

第13322号
令和6年(2024年)
4月12日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 1
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正	(監理課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○漁港施設使用料の徴収事務委託	(漁港漁場整備課) 3
○形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課) 3
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 5
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 5
○土地改良区の役員の選任等	(〃) 6
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催	(環境保全課) 6
○公共測量の終了	(監理課) 10
○公共測量の終了	(〃) 10
○公共測量の終了	(〃) 10
○公共測量の終了	(〃) 10
○公共測量の終了	(〃) 10
○公共測量の終了	(〃) 11
登 載 依 頼	
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課) 11
○熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(〃) 12

告 示

熊本県告示第488号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
戸取2	南関町肥猪町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
柿原谷	南関町四ツ原	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東重倉	南関町下坂下	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
猫石	南関町下坂下	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

北井川	南関町下坂下	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
藤ノ木	南関町下坂下	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
善根川	南関町四ツ原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
笛鹿3	南関町関東	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第489号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和6年4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。
第36条ただし書中「令和6年(2024年)3月31日」を「令和7年(2025年)3月31日」に改める。

附 則

この約款は、告示の日から施行し、改正後の第36条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

熊本県告示第490号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字八幡字平鶴423番1、字本迫485番、487番、500番から503番まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平鶴423番1・字本迫487番・500番・501番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)4月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野 2294番18地先から 同所 2294番18地先まで	42.5	道路災害 復旧工事

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)4月19日

熊本県告示第492号

熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の相手方

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

2 委託期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

熊本県告示第493号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和6年(2024年)4月12日

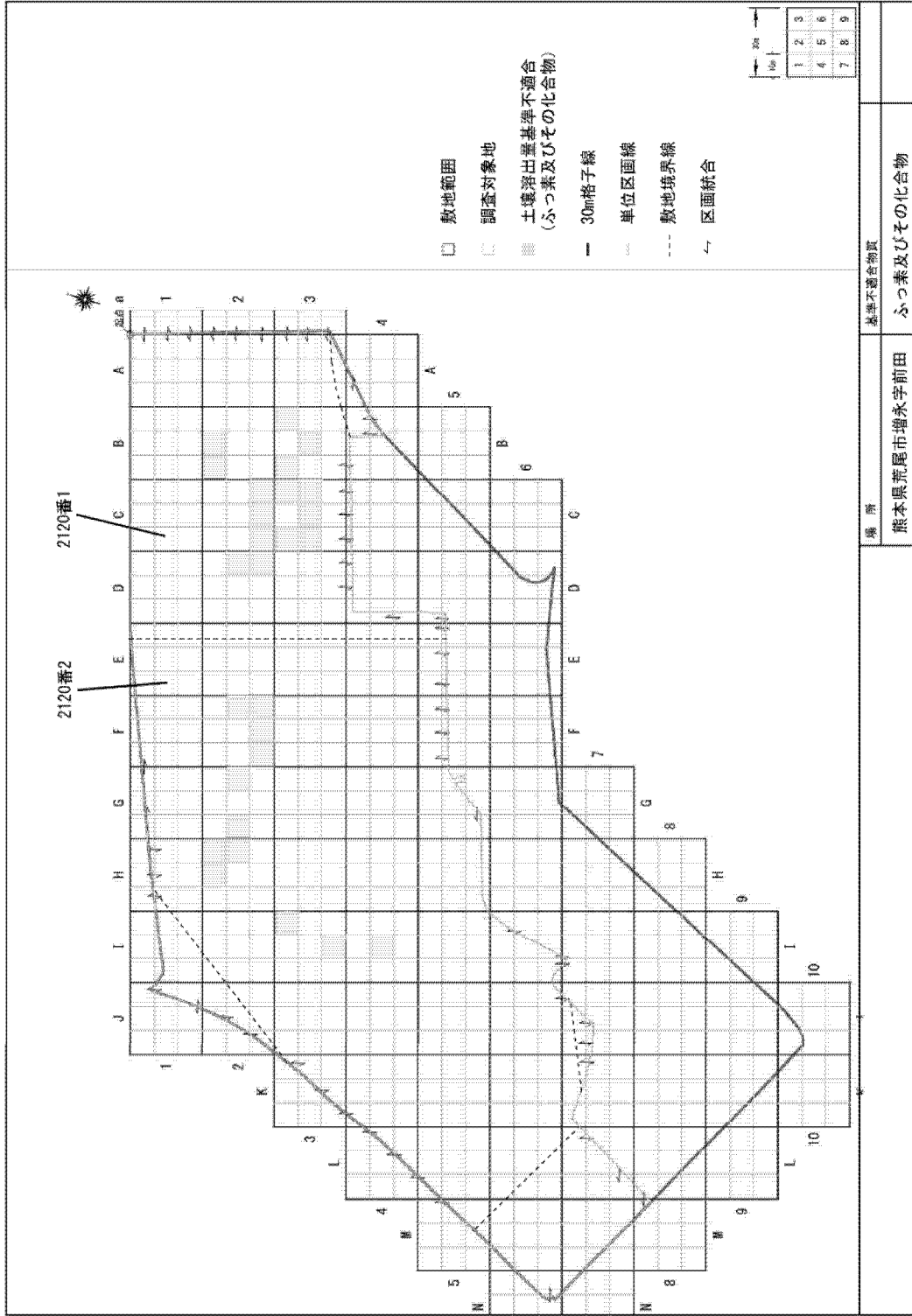
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 形質変更時要届出区域に指定する区域

熊本県荒尾市増永字前田2120番1及び2120番2の各一部(別図のとおり)

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物



場所
 熊本県荒尾市増永字前田
 基礎不適合物質
 ふっ素及びその化合物

公 告

熊本県公告第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字下六嘉字西光寺3249番5
 460.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡嘉島町大字鯉2798番地1ファンタジアⅡ203
松尾 賢史
松尾 佑紀

熊本県公告第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本137番1、同138番1、同138番3、同138番4及び水路の一部
1,998.15平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発

熊本県公告第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番2875
680.06平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン

熊本県公告第214号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	沖 徹信	上益城郡御船町高木4134番地1
理事	里山敏治	上益城郡御船町滝川1545番地3
理事	森田義美	上益城郡嘉島町北甘木1057番地
理事	山地正輝	上益城郡御船町小坂1262番地1
理事	松崎憲一	上益城郡御船町木倉6585番地
理事	池田秋則	上益城郡嘉島町上六嘉193番地
理事	吉住明宏	上益城郡御船町高木1776番地
理事	林田眞一	上益城郡御船町木倉834番地
理事	井島幸雄	上益城郡御船町辺田見1524番地
理事	富永幸則	上益城郡御船町高木1193番地
理事	川添誠一	上益城郡御船町小坂1676番地1
理事	村上卓也	上益城郡嘉島町上六嘉1080番地
理事	配藤栄次	上益城郡御船町木倉5255番地
監事	穀本祐二	上益城郡御船町木倉2437番地2
監事	倉岡 洋	上益城郡御船町小坂1300番地
監事	平井秀一	上益城郡嘉島町北甘木1448番地
就任		
理事	山地正輝	上益城郡御船町小坂1262番地1
理事	井島幸雄	上益城郡御船町辺田見1524番地
理事	村上卓也	上益城郡嘉島町上六嘉1080番地

理事	富永幸則	上益城郡御船町高木1193番地
理事	林田真一	上益城郡御船町木倉834番地
理事	川添誠一	上益城郡御船町小坂1676番地1
理事	中林博美	上益城郡御船町木倉7522番地
理事	吉本正剛	熊本市南区城南町坂野694番地
理事	福嶋研治	上益城郡御船町高木1757番地4
理事	西岡敏春	上益城郡嘉島町上六嘉262番地
理事	勝本範一	上益城郡嘉島町北甘木1824番地
理事	松岡 博	上益城郡御船町滝川1119番地
理事	野口義弘	上益城郡御船町木倉7288番地
監事	池田秋則	上益城郡嘉島町上六嘉193番地
監事	細木耐志	上益城郡御船町木倉6556番地
監事	高田 寛	上益城郡御船町高木1832番地
監事	持田佳征	上益城郡御船町滝川682番地3

熊本県公告第215号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
就任		
理事	前田 健一	玉名市滑石4339番地2
理事	安田 謙二	玉名市伊倉北方2995番地

熊本県公告第216号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 事業者の氏名及び住所
 - 氏名 山都太陽光発電所合同会社 職務執行者 田原 佳代子
 - 住所 熊本県熊本市中央区中央街4番10
- 対象事業の名称、種類及び規模
 - 名称 アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業
 - 種類 太陽電池発電所の設置
 - 規模 90,000kW
- 対象事業実施区域の位置
熊本県上益城郡山都町大字下名連石、大字御所
- 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - 日時
令和6年（2024年）5月14日（火）午後2時から午後4時まで
 - 場所
矢部保健福祉センター千寿苑 ボランティア室（熊本県上益城郡山都町千滝232）
- 公聴会において意見を聴こうとする事項
「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見
- 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和6年（2024年）4月30日（火）まで（必着）に、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別添様式を参照のこと。）を提出するものとする。
 - 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - 連絡先の電話番号
 - 対象事業の名称
 - 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

- 7 公述申出書の提出先
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書きすること。
- 8 公述に関する注意事項
 - (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公聴会の会場及び時間については、公述人の人数により変更する場合がある。
(その場合において、あらかじめ公述人に通知する。)
 - (3) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
 - (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (5) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止等について
前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号 096-333-2268

別 紙 様 式

公 述 申 出 書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

□ 公 述 申 出 者

住 所

ふりがな

氏 名

連絡先

(公述申出者の住所、氏名、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせする必要がありますので、必ず記載してください。また、法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名を記載してください。)

□ 対 象 事 業 の 名 称 「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業」

□ 意 見 の 要 旨

(準備書についての環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。※公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。また、公聴会は「意見書の提出」ではなく「会場で公述」していただくものです。なお、公述時間は御一人様10分程度を予定しています。)

・ 上欄に記載しきれない場合は、裏面もご利用ください。

・ 提出期限 令和6年(2024年)4月30日(火)

熊本県公告第217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（4級水準測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量）	令和5年（2023年） 11月6日から 令和6年（2024年） 1月31日まで	天草市河浦町今富地内

熊本県公告第218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（境界復元測量）	令和5年（2023年） 6月26日から 令和6年（2024年） 3月1日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（境界復元測量）	令和5年（2023年） 7月1日から 令和6年（2024年） 3月8日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（境界復元測量）	令和5年（2023年） 7月5日から 令和6年（2024年） 3月8日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和5年(2023年) 7月24日から 令和6年(2024年) 3月8日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第222号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)4月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和5年(2023年) 8月22日から 令和6年(2024年) 3月8日まで	宇城市松橋町地内

登載依頼

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)4月12日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024)導入分)の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)4月22日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各

号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第23号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)4月12日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024)導入分)の貸借
- (2) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係(熊本県庁警察棟4階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(令和6年度(2024)導入分)の貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和12年(2030年)12月31日(火)まで
- (7) 借入期間
令和7年(2025年)1月1日(水)から令和12年(2030年)12月31日(火)まで
- (8) 納入期限
令和6年(2024年)12月27日(金)まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれか電子入札システム移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月の賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するのために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエまでの期間に提出する。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加する期間に合致しない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和6年(2024年)4月22日(月)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
 - (3) 仕様書の内容を満了していること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧令和6年（2024年）4月25日（木）午後5時までに熊本県警本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 次回掲げる決項のいずれにも該当しない者であること。
- アイ役員等が、暴力団員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。第三者に損害を及ぼす目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 競争入札参加資格確認申請書
 ウ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書
 エ 2(6)に係る役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県の契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年（2024年）5月16日（木）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年（2024年）5月16日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説

明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)5月30日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)5月29日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)5月30日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)5月29日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係
電話番号 096-381-0110（内線2443）
ファックス番号 096-381-2048
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be leased:
A set of servers for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender:
Date: May 30 2024, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2443)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen